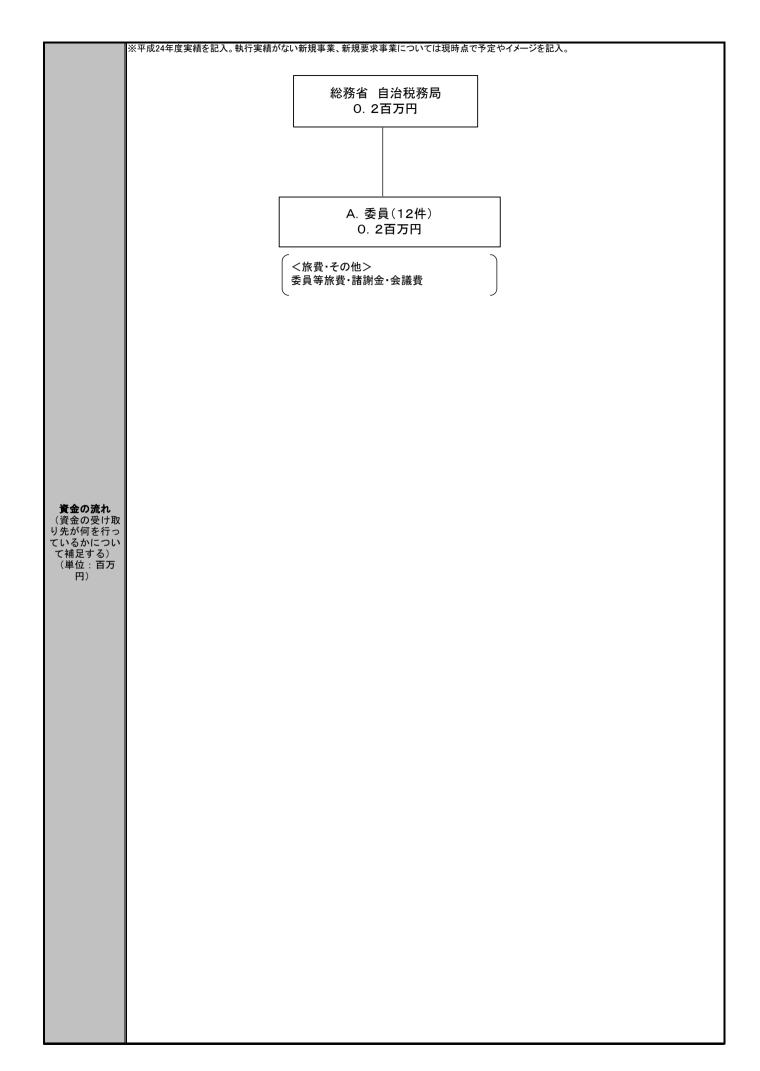
						平成25	年行	丁政事	業レヒ	゛ュ	ーシート	778 H	(総系	8省)		
テネカ 活用のための検討に			ムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・ 対に要する経費			担当台	担当部局庁		自	治税務局		作成責任者				
	事業開始・ 平成2 平成2			平成23	平成23年度~			担当	担当課室 市町		町村税課	対税課 課卦		溝口	洋	
会	計区分		一般会計					政策・施策名 IV 電子政府・電子自治体の推進								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		総務省設置法(第4条) 総務省組織令(第9条)						・番号法(平成25年法律第27号) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2・社会保障・税番号大綱(平成23年6月政計本部決定)								
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)		社会的	保障・税番	号制度に地力	5団体(の税務システムフ	が対応	できるよう	ं, स्क	女修 要	要件について	倹討する。				
(5行	: 業概要 程度以内。	社会保障・税番号制度の実施に向けた最新の検討状況に対応するよう、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書(平成24年3月総務省自治税務局)」で示した内容の見直し等のため、地方団体の実務者等の意見を踏まえた検討を行う。														
実	施方法	■直持	妾実施	□委託・	請負	口補助]負担	□ 3	を付	口貸付	├ □その·	他			
		_				22年度		23年度			24年度	25年	度	2	6年度要	求
(5行程度可) 学施方法 実施方法 予算額・ 教行額 (単位:百万円) 成果目標及び成 (アウトカム)			-	初予算		-		9			4	3			3	
	- 篁額 -	の状		状		-										
執行額		況				-										
		±+ 4-		計		_		9			4	3	3		3	
		執行額			-			7			0.2					
		執行率(%)				-		77.8			5				日標値	
		成果打 社会保障・税に関わる番号制 量的に示すことができない。)			指標			単位		22年度	23年度	24年	度		票値 年度) -	
J	果実績							成果実績	-		-	_	_		-	——
								達成度	%		_	_	_			
					助指標				単位		22年度	23年度	24年	度	25年度活	舌動見込
]	指標及び活 助実績	쇼크스 a 뭰 //						活動実績		_		5回開催	5回開催 1回開催		検討会の開催	
(アウトプット)		検討会の開催成果物となるガイドラインの打			提供	供		(当初見込み)		(-)	報告書の公表がイドライ		ンの修正 一		
単位当たり コスト		100円(17万円/1,789団体))	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)」 (以下、「ガイドライン」という。)第2章第2節地方税務システムの構築に 第3日根拠 係るガイドラインを利用することが想定される全ての地方団体で割ること により算出。なお、ガイドラインについては、省内の番号制度関係課が共 同で作成し、1つの冊子としているところ。							静に ること	
平	費	目		25年度当初	予算	26年度要求					主	な増減理由				
成	諸	謝金		0.5		0.3	対	象委員の	減							
2 5	職	員旅費		0.3		0.3										
5 • 委員 2				0.8		1.0	検	討会開催	数の増に	に伴う	委員等旅費(の増				
6 年	J	及び成 (本会保障量的に示 をび活 (**)・検討会の・ ・成果物と		1.5		1.5										
度予																
算内																
訳		計		3.1		3.1										

事業所管部局による点検										
		項目		評価	評価に関する説明					
		ニーズがあるか。国費を投入しなければ事業	۰. ٥	・国の企画する番号制度に係る検討である。						
	地方自治体	、民間等に委ねることができない事業なのか	0	・また、地方団体のシステムについての検討であるが、番号制度導入による改修ポイントは全ての団体で共通して						
性入の	明確な政策なっているが	目的(成果目標)の達成手段として位置付け い。		いるため、国で検討することが効率的である。						
	競争性が確	保されているなど支出先の選定は妥当か。	_							
事	受益者との	負担関係は妥当であるか。	0	│ │・平成24年2月に閣議決定した番号法案が廃案となった						
業の	単位当たり	コストの水準は妥当か。	0	ため、法案成立後に実施することとなっていた他省庁の - 関連事業(情報提供ネットワークシステムの仕様、法人番						
効率	資金の流れ	の中間段階での支出は合理的なものとなっ		号の検討など)の執行ができず、当初予定していた検討 が行うことができなかったため、不用率が高くなっている。						
性	費目·使途	が事業目的に即し真に必要なものに限定され	0							
	不用率が大	きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に	0							
事業		当たって他の手段・方法等が考えられる場合コストで実施できているか。	合、それと比較してより効り	^{果的} O	・検討会の開催に係る経費について、全て直接執行する ことで規定額以上の執行がないようにするとともに、会場 については全て省内の会議室で開催することにより経費					
の有	活動実績は	見込みに見合ったものであるか。		×	節減を図った。 ・ガイドラインの印刷製本について、省内の関係部署と共					
効性					同で冊子を作成したため、経費の削減が図れた。 ・「事業の効率性」の「評価に関する説明」で記入したとお					
1.5	整備された	施設や成果物は十分に活用されているか。		0	り、当初予定していた検討ができなかった。					
		がある場合、他部局・他府省等と適切な役割 の具体的な内容を各事業の右に記載)	割分担を行っているか。	0						
重複	事業番号	類似事業名	所管府省•部月	高名	- - - - ガイドラインを省内の関係部署と共同で作成し、そのうち					
排除	50	地方公共団体における番号制度の活用に 関する研究会に要する経費	自治行政局住民制度課		地方税分野に関する記述のみ当該事業で記載した。 -					
点検結果	検 □ しかしなから、平成24年2月に閣議決定した番号法条が廃業となったため、平成24年度中に他有けにおいて検討かなされる立定でめった情報提供不ット サークシステムの仕様や法人番号の仕様などの検討が干分でなく、それらに対応するためのガイドラインの修正を十分に行えなかったところである。 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □									
			外部有識者の所	f見						
51	外部有識者による点検対象外。 行政事業レビュー推進チームの所見									
	現状 状通 ・ り									
		所見を踏	まえた改善点/概算要3	求における反 [映状況					
	バルではらんに以音 M/ Wチ女かにのいで以収収ル									
	現 状 当該事業については、これまでも庁内の会議室の利用や関係部局の実施する事業と調整し可能な限り効率的な予算執行に努めてきたところで 通 あり、次年度についても同様に予算執行の効率化を実現する。 り									
	備考									
		阳油	車する過去のレビューシ ・	―トの車業妥	문					
	平原	t 222年 -		23-006	平成24年 46					



		A.			E.		
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
	諸謝金	支出額が100万円以下のものである。	_				
	委員等旅費	支出額が100万円以下のものである。	_				
	計		0	計		0	
		В.	A 47		F.	A 67	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご							
とに最大の金額が							
支出されている者 について記載す							
る。費目と使途の 双方で実情が分かるように記載)							
かるように記載)	計		0	計		0	
	ĀΙ	C.	G.				
	費 目	使 途	金額	費目	使 途	金額	
	具 口	文 还	(百万円)	貝 口	文 还	(百万円)	
	計		0	計		0	
		D.			H.		
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
	計		0	計		0	

支出先上位10者リスト A.

A.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	番号制度に係る地方税システム 検討会委員	委員等諸費	0.15	1	1
2	番号制度に係る地方税システム 検討会委員	諸謝金	0.05	_	١
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					